

《雇用保険適用事業所設置届に係る必要書類一覧》

建設業を除く

ハローワーク和歌山では、厚生労働省、和歌山労働局の指示により、雇用保険の不正受給の防止等を目的として雇用保険適用事業所設置に係る手続きについて確認要件の厳格化を行っております。事業主様におかれましてはご準備いただく資料が多くなり、お手数をおかけいたしますが、雇用保険制度の適正な運営のため、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

★ ハローワークでのお手続きの前に、必ず労働基準監督署にて労働保険関係成立のお手続きを行っていただきますようお願いいたします。(既に労災保険成立済みの事業所を除く。)

I 届出書類

<input type="checkbox"/>	雇用保険事業所設置届 ・事業主印（表裏）を押してください ・事業所の場所を示す地図を裏面に記入又は貼付してください
<input type="checkbox"/>	労働保険関係成立届 （「二元適用事業」（農林水産、県や市の行う事業）及び「労災保険のみ成立しており新たに雇用保険を成立させる事業所」、 <u>それ以外の事業所は労働基準監督署に提出した事業主控</u> ）
<input type="checkbox"/>	労働保険料申告書 （提出が必要な事業所は成立届と同じ）
<input type="checkbox"/>	雇用保険被保険者資格取得届 （提出時期に関わらず取得日から現在までの下記の書類が必要です。） <input type="checkbox"/> 労働者名簿 ・ <input type="checkbox"/> 出勤簿（タイムカード） ・ <input type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 契約書（取得者が短時間労働者、有期契約労働者、派遣社員の場合）
<input type="checkbox"/>	印鑑（お持ち出し可能な限り）

II 事業実態を示す書類

必 須	<input type="checkbox"/> 【法人】商業登記簿謄本または履歴事項全部証明書 <input type="checkbox"/> 【個人】事業主の住民票 （マイナンバーの記載がないもの） <input type="checkbox"/> 【法人格のない団体】会則・規約・総会等の議事録・定款 / 代表者の氏名が確認できるもの ・設置届提出日から概ね3か月以内に取得したものを御準備ください。
	い ず れ か 1 点
い ず れ か 1 点	<input type="checkbox"/> 事業の許認可証 ・許認可証は有効期限内のものを提出してください（許認可の申請書は不可です） <input type="checkbox"/> 代理店契約書、フランチャイズ契約書 <input type="checkbox"/> 取引先が発行した請求書、領収書、納品書 ・ <u>事業の一環で生じたものが必要です。弁当や工具購入等、事業実態が把握できないものや、量販店のレシート等に事業所名を記入しているだけのものは認められません。</u>

その他（上記以外でご提出いただきたいもの）

{ }

設置届提出日から6か月以上遡って設置を行う場合は下記の書類が必要

遅延理由書、 **確定申告書類（遡及年分全て）**（または **納税証明書（その2）**）

・書類が不足している場合や記載内容で事業実態が確認できない場合は適用事業所設置及び被保険者資格取得のお手続きを行うことができません。

・一覧にない資料を求める場合（後日の追加提出含む。）や、ハローワーク及び労働局の職員による訪問実地調査を行う場合がありますのでその際にご協力をお願いします。

・来所にてお手続きいただく場合は可能な限り16時までにご提出いただきますようお願いいたします。